京都市訓令甲第１４号

庁　中　一　般

区　　役　　所

事　　業　　所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成２５年１１月２９日

京都市長　門　川　大　作

別表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項美術館の目中「から同月３日まで」を「，同月２日」に改める。

附　則

この訓令は，公布の日から施行する。

（行財政局人事部給与課）